

# 日本学生支援機構奨学金 「継続・辞退手続き」説明会

令和5年12月  
拓殖大学 学生生活課

# 日本学生支援機構貸与奨学金 「継続・辞退手続き」について

Q. 奨学生に採用されたら、卒業までずっと貸与を受けられますか？

A. 毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「**奨学金継続願**」の提出が必要です。

その後、奨学金継続の可否を判断する「**適格認定**」が行われます。

学業成績等の状況によっては、奨学生としての資格を失う(=「**廃止**」と言います)こともあります。

# 奨学金継続願について

- 「奨学金継続願」は次年度の奨学金継続の意思を確認するための大切な願出です。スカラネットパーソナル（Webサイト）で入力します。
- この願出の内容と日頃の学業成績等を総合的に審査し、奨学金継続の可否が判断されます。願出を提出しても必ず継続して貸与されるとは限りません。

# 適格認定とは

## 適格認定の4つ基準

人物	健康
学業成績	経済状況

## 認定区分

認定区分	奨学金交付の取扱・指導	4月以降の奨学金
廃止	奨学金交付の取り止め 大学を通じて「処置通知」の交付	振込無し
停止	奨学金交付の取り止め 大学を通じて「処置通知」の交付 学業成績の回復で復活する事もある	
警告	奨学金の交付は継続 大学を通じて「処置通知」の交付	振込あり 令和6年4月19日
継続	奨学金の交付を継続	

# 入力の前に準備してください

- 貸与額通知書

スカラネットパーソナルにて確認ください。

※未登録の方は登録が必要です。

- 「奨学金継続願」入力準備用紙

※本日の説明会で配布しています。

なお、大学HPにも掲載予定です。各自必要な物を  
プリントアウトして使用してください。

入力前に必用事項を全て記入してください。

# 奨学金継続願入力期間

## 入力期間

2023年12月15日（金）～

2024年 1月15日（月）まで

（12月29日～1月3日を除く）

## 今年度からの変更点

※入力期間中に入力した内容をスカラPSから奨学生ご自身で確認及び訂正することが可能です。

期限までに入力がない場合は、奨学金は**廃止**になり返還手続きが始まります。

次年度以降、奨学金の継続を希望しない場合でも必ず手続きをしてください。

# 「奨学金継続願」 入力準備用紙

大学HPに掲載のPDFをプリントアウトして使用してください。

貸与奨学金・給付奨学金それぞれ入力内容が異なります。

※入力は、貸与（第一種・第二種）給付と奨学生番号毎に必要です。入力が無い奨学生番号の奨学金については廃止となります。

# D-1 奨学金振込み継続の確認

- あなたは継続願を提出して引き続き4月からの奨学金の振込を希望しますか？

奨学金の継続を希望します

奨学金の継続を希望しません

→ 辞退を希望する方はここまで入力をして送信してください。

※ 4月以降の振込はありません。

なお、在学猶予の手続きをしないと返還が始まります。

# Eー返還誓約書情報

変更訂正がある場合には、学生生活課の窓口での書類提出が必要となります。

## 【人的保証】

- 連帯保証人の情報  
(漢字／カナ氏名・生年月日・続柄・住所)
- 保証人の情報  
(漢字／カナ氏名・生年月日・続柄・住所)

## 【機関保証】

- 連絡先の情報  
(漢字／カナ氏名・生年月日・続柄・住所)

※上記以外に変更がある場合は、貸与終了後に変更可能となります。

# F ー返還の義務

☑返還の義務を自覚している

○返還の義務を自覚していない

→ 4月以降の振込はありません

# Gー学業不振の場合の措置

- 学業不振により卒業延期が確定している（又は可能性が極めて高い）場合や、当該年度の修得単位数が皆無の場合は、「**廃止**」の処置となります。

- ☑ 学業不振の場合の処置について理解している。
- 学業不振の場合の処置について理解していない。  
→ **理解していないを選択すると次の画面に進みません。**

# H－経済状況

- あなたの2022年12月から2023年11月までの収入金額と支出金額を計算
- ※2023年4月入学者は2023年4月から2023年11月を計算
- 収入と支出の差額が自動表示されます。
- 以下の場合には面談になります。
  - 学部生は36万円以上の収入超過
  - 大学院生は45万円以上の収入超過
- 差額がマイナス(支出>収入)の場合  
→次の画面に進みません。

# 学費について

諸経費等含む学費

入学金は新入生のみ、6)その他の項目に入れる

学部・研究科	学年	諸経費等含む学費
商学部・政経学部	1～3年生	1 1 1万円
外国語学部・国際学部	1～3年生	1 1 6万円
工 学 部	1～3年生	1 4 5万円
商学・経済学研究科 博士前期課程	1年生	7 5万円
言語教育研究科 博士前期課程	1年生	7 8万円
国際協力学研究科 博士前期課程 地方政治行政研究科 修士課程	1年生	9 4万円
工学研究科 博士前期課程	1年生	1 0 4万円
※学内進学の場合、金額が異なります。		
国際協力学研究科 博士後期課程	1年生	9 4万円

	学部生入学金
新入生	2 0万円

※設置校（北海道短大）からの場合、金額が異なります。

	大学院生入学金
新入生	1 5万円

※学内進学の場合、金額が異なります。

※「国による修学支援制度」を利用中の方

次ページ「国による修学支援新制度」対象者減免後の金額算出方法についてご確認ください。

**各自学費の振込書等の控え**で確認してください。

# 「国による修学支援新制度」対象者 減免後の金額算出方法について —学 費—

## 1. 学費（設問6－①または②、「1）学費」記入欄）

減免前の学費（表A）から、授業料減免額（表B：前学期と後学期の支援区分の合計）を引いた金額を入力してください。

※減免が前期・後期のいずれかの場合は、半期分のみを引いてください。

表A（減免前の学費）

学費年額		
商学部 政経学部	1～3年生	1 1 1万円
外国語学部 国際学部	1～3年生	1 1 6万円
工学部	1～3年生	1 4 5万円

表B（授業料減免額）

	前期	後期
第Ⅰ区分	3 5万円	3 5万円
第Ⅱ区分	2 3万円	2 3万円
第Ⅲ区分	1 1万円	1 1万円

例) 工学部1年生で前学期は「第Ⅱ支援区分」であったが、後学期は「第Ⅰ支援区分」になった。

$$1 4 5万円 - (2 3万円 + 3 5万円) = 8 7万円 \quad ※ 8 7万円を入力する$$

# 「国による修学支援新制度」対象者 減免後の金額算出方法について —入学金—

## 2. 入学金（設問4－①または②、「6）その他」記入欄）

前期採用の1年生および新入編入学生のみ、減免前の入学金（表C）から減免額（表D）を引いた金額を入力してください。

表C（減免前の入学金の額）

入学金	
1年生	20万円
編入生	15万円

表D（入学金減免額）

減免額		
1年生	第Ⅰ区分	20万円
	第Ⅱ区分	13万円
	第Ⅲ区分	6万円

※編入生は北短の場合の金額です

減免額		
編入生	第Ⅰ区分	15万円
	第Ⅱ区分	10万円
	第Ⅲ区分	5万円

# 記述式は8割以上を記入する

- H-8. あなたの経済状況を具体的に説明してください。
- I-1 学生生活状況  
授業の出席状況について、全部もしくははだいたい出席した**以外**を選択した場合のみ記入
- J-1 学修の状況  
学修に対する取り組みの姿勢について、**取り組みが不十分だった**を選択した場合のみ記入

# 受付番号を記録する

- 「奨学金継続願情報一覧」の内容に誤りがなければ、「送信」ボタンを押してください。送信後に提出内容を確認することはできません。
- 送信後に「受付番号」が表示されますので、必ず下書き用紙のメモ欄にメモを取ってください。

※ 「継続を希望しません」を選択した場合でも受付番号が表示されます。

# 次年度初回の奨学金振込日

令和6年4月19日の  
予定です。

※通常の11日ではありません。

# 辞退又は廃止の場合

- 3月で貸与終了→10月から返還開始

「在学猶予届」をスカラネットパーソナルより提出することで、在学中は返還が猶予されます。提出期限は4月1日～4月30日です。

5月下旬から6月上旬の予定で、返還に関する必要書類は配付します。

# 第二種奨学生で貸与を辞退する方

令和6年4月以降の奨学金を辞退する第二種奨学生の「利率の算定方法」の変更を希望する方は、下記の期日迄に所定の変更届を提出してください。

**令和6年2月1日（木）**

人的保証の方は、連帯保証人、保証人の署名、実印での押印が必要です。

また、それぞれの印鑑登録証明書の添付が必要です。

# 学生生活課からの確認

入力内容等で、質問をする場合があります。

収支差額が基準額（学部：36万円、  
大学院：45万円）を超えている場合、内容  
によっては指導対象者となります。  
また、収支状況について確認が必要になること  
もあります。入力準備用紙は保管しておいてく  
ださい。

文京 03-3947-7199

八王子 042-665-1463

※電話番号の登録をお願いします。

# 最後に

(給付奨学生 今後の予定)

## ● 「在籍報告」について

令和6年4月に、在籍報告をスカラネットパーソナルで、日本学生支援機構へ届け出てください。

届け出がない場合、給付金が停止となります。

※詳細は後日、Takudai Portal にてお知らせします。

## ・ 「授業料等減免申請書」について

令和6年3月にポータルに様式を掲示します。

指定日までに必ず学生生活課へ申請してください。

申請がない場合、減免することができません。

※詳細は後日、Takudai Portal にてお知らせします。

(授業料等減免は、文部科学省が実施する制度です。)